

「青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の概要

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

○「地域共生社会」の実現に向けて、これまでの取組を継続しつつ、新たな課題へに対応するため、本市の地域福祉に関する共通して取り組むべき事項等を定めるとともに、地域福祉を推進する中心的な団体である青森市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定する。

2 計画の位置付け

○本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するとともに、同法第109条の規定に基づき、青森市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。
○また、同法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、及び再犯の防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を本計画に包含して、一体的に施策の展開を図ります。

3 計画期間

令和6年度から令和10年度(5年間)
※前期基本計画と同期間

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 国の動向について

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」(H28.12月施行)
 - ・「地方再犯防止推進計画」策定の努力義務化
- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(R3.4月施行)
 - ・「重層的支援体制整備事業」が創設
- 孤独・孤立対策推進法(R6.4月施行)
 - ・孤独・孤立対策に関する基本理念や施策を明記

2 本市の状況について

- 本市の総人口や出生数・死亡数の推移等の分析
- 障がい別手帳交付数や町(内)会加入世帯数、民生委員・児童委員、主任児童委員数の推移を記載

3 アンケート調査について

- 市民や地域の各団体の考え・意識などの現状から課題の把握を目的として実施
- 調査期間：令和5年12月15日
～令和6年1月19日

調査対象	調査件数	回答数	回答率
市民	700件	291件	41.6%
町(内)会等	1,036件	799件	77.1%
社会福祉法人等	205件	108件	52.7%

第3章 計画の基本方向

基本理念

いつまでもその人らしく安心して暮らせるまち
つながり・支え合い、みんなで築く地域共生社会

基本方向・施策展開

基本方向1 地域福祉を支える人づくり

地域福祉を支える個人や団体の育成・支援に取り組むとともに、地域への関心を高め、地域福祉活動の担い手となる人づくりを推進するため、福祉教育の充実を図ります。

【施策展開】

- 1 地域福祉を支える担い手の確保
- 2 福祉教育の充実

主な取組（抜粋）

- 民生委員・児童委員の活動の促進
- 市職員の地域活動に参加しやすい休暇制度等の検討
- 福祉読本の作成・配付

基本方向2 地域で支え合う環境づくり

地域での支え合い活動やボランティア活動等を支援するとともに、日常的なつながりを育むため、世代を超えた様々な人が交流できる場づくりを推進します。

【施策展開】

- 1 青森市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携
- 2 地域での支え合い活動支援のためのネットワークづくり
- 3 ボランティア活動の支援
- 4 交流の促進

主な取組（抜粋）

- 地域支え合い活動の推進
- 青森市ボランティアポイント制度の普及
- 児童館における世代間交流の推進

基本方向3 支援が必要な人を支える体制づくり

複雑化・複合化した分野横断的な地域課題に対応し、あらゆる人の生活を支えるため、関係機関との連携強化や権利擁護、重層的な支援体制の整備、再犯防止の推進に取り組みます。

【施策展開】

- 1 相談体制の充実
 - 2 権利擁護の推進
 - 3 防災対策と雪処理支援
 - 4 再犯防止の推進
- <青森市重層的支援体制整備事業実施計画>
<青森市再犯防止推進計画>

主な取組（抜粋）

- 包括的な相談体制の強化
- 障がい者の虐待防止と理解促進
- 医療的ケア児の災害時対策の推進
- 再犯防止施策の推進

基本方向4 地域福祉を推進する基盤強化

地域福祉活動の拠点となる福祉増進センター等を適正に維持管理するほか、福祉館の老朽化対策に取り組むとともに、福祉サービスの提供と情報発信の充実を図ります。

【施策展開】

- 1 地域福祉の活動拠点の整備
- 2 福祉サービスの推進

主な取組（抜粋）

- 福祉館の計画的な建て替えの推進
- 子ども・子育て支援の充実